

答申第 853 号

情 公 第 2043 号

令和 8 年 10 月 5 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 12 月 18 日付けで諮問された特定個人宛てに発出した文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 942 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年10月20日付け行政文書公開請求に対し、その存否を明らかにしないで行政文書の公開を拒否した決定（存否応答拒否決定）を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和7年10月20日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年11月11日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文に規定する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年11月17日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和7年11月17日付け審査請求書における主張要旨

ア 処分理由の論理矛盾

実施機関は、本件処分の理由を「文書が存在するか否かを答えるだけで個人情報公開となる」とするが、対象となった通知書は、特定年月日付けで県から特定個人に対して正式に交付された行政文書であるため、既に存在が公知となっている。

また、審査請求人は、当該文書が存在及び内容を把握しており、当該文書の写しを所持していることから、文書が存在に争いはない。したがって、存在を答えること自体が個人情報漏えいになるという実施機関の主張は、事実にも法的要件にも反し、失当である。

イ 条例第8条（個人情報）の誤用

審査請求人が求めた内容は「設備の点検項目・点検内容・点検結果」で

あり、個人情報ではない。

これらは、LP ガス容器の安全性及び点検基準との適合性を示す技術的情報であり、特定個人の人格的及び生活的情報ではない。条例第 8 条は、個人識別が可能となる情報に適用されるが、安全設備の点検内容は個人情報に該当しない。

条例第 6 条第 2 項は、部分公開が可能であれば、全面拒否はできないと明示しており、点検項目・点検結果は黒塗りの必要がなく、氏名等が含まれる場合でも黒塗りにより完全に保護できる。そのため、全面拒否は部分公開義務の違反であり、裁量の逸脱・濫用に当たる。

ウ 安全行政分野における情報公開の重要性

LP ガス容器の設置状況と安全性に関する行政判断は、県民の生命・身体に直接関わる。県が「適合している」と判断した以上、その点検項目・内容・結果を非公開とすることは、行政の透明性、県民の安全確保及び行政監視の必要性の観点から条例の趣旨に反する。

行政の安全確保措置に関する技術情報は、個人情報とは別の文脈であり、非公開の必要性は極めて低い。

エ 必要以上の秘匿は、条例の目的に反する

条例は、県民による行政運営の監視に資するため、原則公開を基本理念とする。

本件のような設備安全に関する技術情報を全面非公開とすることは、条例が予定する県民の知る権利に明らかに反する。

オ 結論

以上のとおり、本件処分は、文書の存在を理由に個人情報とする論理矛盾、条例第 8 条の誤った適用、部分公開義務違反及び行政透明性の否定を含み、違法かつ不当である。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

(2) 令和 7 年 12 月 12 日付け反論書における主張要旨

ア 「特定個人が識別される情報である」とする主張の誤り

弁明書は「『特定記号番号』に係る点検項目・点検内容・点検結果は、請求段階で特定の個人が識別される情報を含む」と述べるが、これは事実

にも法的評価にも反する。

審査請求人が求めたのは、「設備の点検項目」「点検内容」「点検結果」という純粹に技術的な情報である。これらは、LP ガス容器の安全性及び作業基準との適合性を示す技術的事項にすぎず、「氏名」「住所」「生活情報」など条例第5条第1号本文が定義する「個人識別情報」ではない。

どの個人の容器であるかは、点検項目や点検結果から識別できない。

弁明書は、単に当該文書が誰に交付されたかという事実だけをもって「点検結果＝個人情報」と混同しているが、これは条例の趣旨を全く理解していない。

イ 「存否回答は個人情報の公開となる」とする論理の破綻

弁明書は「文書が存在すると答えること＝個人情報の公開」と主張するが、この前提が完全に誤っている。

対象文書「特定記号番号」は、特定年月日付けで県が特定個人に正式に交付したものであり、文書の存在自体が既に公知である。

さらに、審査請求人も当該文書の写しを所持しているため、存在を回答しても新たな情報は何も公開されない。

既に公知の行政文書について、存否応答を控えるという論理は存在しない。存否応答拒否は、捜査情報やDV被害者情報など、文書の存在そのものが保護法益を侵害する場合に限られ、既に交付済みで、公然化している文書には適用されない。弁明書は、この運用要領を根本から誤解している。

ウ 条例第8条（個人情報）の適用誤り

弁明書は「条例第8条に該当する」と述べるが、理由が一切示されていない。

条例第8条の適用には、個人に関する情報であること及び特定の個人を識別できることが必要であるが、弁明書はこの2つの要件のどちらについても説明しておらず、また、点検結果や技術基準は、個人の属性を何一つ特定しない。

部分的に非公開とすることにより公開できるときは、当該部分を公開しなければならない、仮に氏名などが文書に含まれるとしても、黒塗りにより完全に保護可能である。

全面非公開を選択した本件処分は、部分公開義務違反に該当し、裁量権の逸脱である。また、弁明書は、部分公開義務について一言も触れていない。

エ 安全行政の技術情報を秘匿することは条例の趣旨に反する

LP ガス容器の設置・安全性に関する情報は、県民の生命・身体に直結する公益性の高い情報である。

行政が「適合」と判断した以上、点検基準、点検手順及び点検結果を県民が確認できなければ、行政監視が事実上不可能となる。

弁明書は「安全行政における情報公開の必要性」について一切検討しておらず、単に形式的に個人情報情報を理由に隠ぺいしているにすぎないため、条例第1条（目的：県民による行政監視）に反する。

オ 弁明書の結論は処分理由を補強しておらず、違法は是正されない

弁明書は、既に公知の文書の存在を秘匿する不合理、技術情報を個人情報と混同する誤用及び部分公開義務の無視という根本的な瑕疵を有し、本件処分の違法性を何一つ解消していない。

カ 結論

弁明書の主張は、条例の趣旨と条文の適用を誤り、本件処分の違法性を正す根拠とはならない。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

4 実施機関（担当：湘南地域県政総合センター）の説明要旨

本件請求に係る行政文書は、特定個人に回答された「LP ガス容器の確認について（回答）」の名称で発行された文書に関する点検項目、点検内容、点検結果に係る文書であり、請求した段階で、特定の個人が識別される情報が含まれており、その存否を明らかにしただけで、特定の個人宅に関する情報を公にすることとなる。これは、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第5条第1号本文に規定する非公開情報を公開することになり、条例第8条に該当する。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件請求に対し、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文に規定する非公開情報を公開することになることを理由に、条例第8条の規定に基づく存否応答拒否の決定を行っていることから、その妥当性について以下検討する。

(1) 条例第8条が規定する存否応答拒否決定について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせずに公開拒否決定を行うことを認めたのが、本条の規定である。

そして同条が存否応答拒否決定の要件について、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」と規定している以上、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した理由を示すことが求められると解すべきである。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 存否情報の認定について

当審査会が実施機関に対して存否情報について説明を求めたところ、本件請求のあった行政文書の存否を明らかにすることで、特定個人宅のLPガス容器について行政が点検を実施したか否かという情報が明らかになる旨説明があった。

そこで検討すると、本件請求は、実施機関が特定個人に対して発出したLPガス容器の点検に関する文書を求める内容であることから、本件請

求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定個人が実施機関から LP ガス容器に係る点検を受けたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

そのため、実施機関の存否情報の認定は妥当である。

イ 本件存否情報の条例第 5 条第 1 号該当性について

(ア) 実施機関は、本件存否情報は条例第 5 条第 1 号本文に規定する非公開情報である旨説明している。

この点、本件存否情報は、特定の個人宅に係るガス機器の点検状況に関する情報である以上、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかであるから、条例第 5 条第 1 号本文前段に規定する情報（個人識別情報）に該当する。

(イ) もっとも、審査請求人は、特定個人に対して LP ガス容器に係る点検結果を実施機関が通知した文書の写しを自らが所持していることから、本件存否情報は、既に公知となっている旨主張している。これは条例第 5 条第 1 号ただし書イ（「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」）該当性を主張するものと解される。しかし、審査請求人が当該情報を知っていたことをもって、当該情報が公にされている情報、すなわち何人にも閲覧できる状態にあった情報とは認められない。よって、審査請求人の主張は採用できない。

(ウ) また、審査請求人は、LP ガス容器の設置状況と安全性に関する情報は、県民の生命・身体に直接関わる情報であるため公開すべき旨主張している。これは条例第 5 条第 1 号ただし書エ（「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」）該当性を主張するものと解される。しかし、そもそも当該規定は「人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである」ところ（神奈川県情報公開条例解釈及び運用の基準）、本件において「人の生命、身体等への危害等

が現に生じている」事態や「過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合」であることをうかがわせる事情は認められない。よって、審査請求人の主張は採用できない。

- (エ) さらに、本件存否情報が条例第5条第1号ただし書ア又はウに規定する情報に該当するとも認められない。

ウ 結論

以上のことから、実施機関が、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文に規定する非公開情報を公開することになることを理由に、条例第8条の規定に基づき本件処分を行ったことは妥当である。

エ その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公開請求に係る行政文書の内容
「特定記号番号」で、特定個人に回答された「LP ガス容器の確認について（回答）」の名称で発行された文書につきまして、点検項目、点検内容、点検結果に係る文書の公開をお願いいたします。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 12 月 18 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 8 月 28 日 (第 263 回第二部会)	○ 審議
令和 8 年 9 月 29 日 (第 264 回第二部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和8年10月5日現在）（五十音順）